

令和6年度・第16回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年7月26日（金） 13:00～16:00

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員（19名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（0名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（4名）

事務局出席者 平局長・梶原主幹・田上G員・中城G員・松下G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ 印

議事録署名者 _____ 11番 _____ 印

_____ 12番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和6年度 第16回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第50号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第51号 非農地証明発行の専決処分について

6 議 事

議案第168号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第169号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第170号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第171号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第172号 非農地証明願承認について

議案第173号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第174号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第175号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第176号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第177号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 8月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　ただ今から、第１６回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。
定数１９名、現在員数１９名、出席委員１９名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は１７名です。
欠席委員は４名で、２６番：大田実角委員、２９番：中川大樹委員、３１番：田中浩徳委員、３３番：永吉康之委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原主幹 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の１ページをご覧ください。
７月３日に農業者年金特別研修会がホテルウェルビューかごしまで開催され、農業者年金加入推進部長５名と事務局が出席しております。
７月５日に新規就農者を励ます会が、宮之城ひまわり館で開催され、会長、小園代理、事務局長が出席しております。
また、同日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、事務局職員が出席しております。
８日・９日が定例の現地調査です。
１２日に農業者年金加入推進会議及び農地利用最適化推進会議をＳＳプラザ川内で開催いたしました。
１６日に第１５回運営委員会を本庁舎の５０２会議室において開催しております。
２５日が令和６年度第１回薩摩川内市男女共同参画審議会が、５０１会議室で開催され、梶原委員が出席しております。
そして、本日第１６回農業委員会総会がＳＳプラザ川内で開催となっております。
以上、説明を終わります。

議 長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何か御質疑ございましたか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
1 1 番：乙須 紀文 委員
1 2 番：有馬 康夫 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第 5 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第 5 0 号を説明いたします。資料は 2 ページから 4 ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号 4 8 番から 6 2 番までの 1 5 件です。
登記地目 田 1 6 筆 13,244 m²、畑 3 筆 2,650 m²、その他 2 筆 2,002 m²、合計 2 1 筆 17,896 m²の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は 4 8 番、5 7 番から 6 1 番の 6 件です。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第 5 0 号に係る説明を終ります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 5 0 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 5 0 号を終ります。
次は報告第 5 1 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第51号を説明いたします。資料は5ページから8ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号30番から43番までの14件で、登記地目 田17筆10,462㎡、畑14筆9,479㎡、合計31筆19,941㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第51号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第51号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第51号を終わります。

それでは会次第6の議事に入ります。

議案第168号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第168号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目 畑1筆 201㎡ の申請がありました。

植栽し、山林への転用となります。当該地は、後で審議します議案第171号31番の隣接農地となります。砂利採取の一時転用申請に際し、林地開発申請が必要となり、当該地は砂利採取後、法面となり、植林をすることとしているため、同申請が提出されたものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第168号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　１３番、永留が１番を報告します。

7月9日、竹田推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

1 番は、位置図 1 ページ、調査表 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。植栽し、山林するための申請です。

事務局からの説明のとおり、砂利採取で切り下げた後、植栽を計画しています。

林地開発で法面となる箇所となるため、周辺に影響はないと考えます。

また、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第１６８号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第１６８号については、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１６９号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 169 号を説明いたします。資料は 10 ページから 11 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 26 番から 29 番までの 4 件で、登記地目 田 6 筆 2,812 m²、畑 1 筆 79 m²、合計 7 筆 2,891 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

受理番号 26 番は、駐車場の目的で申請されますが、隣接地の 1106 番 1 宅地 465.56 m²と一体利用で総面積が、544.56 m²となり、一般住宅の 500 m²を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。

27 番は、資材置場の目的で申請されるものです。

28 番は、申請地に隣接する加工工場の規模拡大のための大型車両荷積降し場、資材置場、職員用駐車場の申請です。当該地は、10 ha 以上の農地の広がりのある第 1 種農地ですが、今回の申請地総面積が、既存施設面積の 2 分の 1 のため、不許可の例外に該当するものです。高速道路の取付道路になる既存道路に面しており、既存道路の整備も予定されています。

29 番は、共同住宅と駐車場の目的で申請されるものです。

以上 4 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12 番、有馬が 26 番及び 27 番を報告します。

7 月 9 日、田中推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、26 番ですが、位置図 2 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。駐車場の目的での申請です。

次に、27 番ですが、位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。資材置場の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相

当と判断しました。

永留委員

13番、永留が28番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

28番は、位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されてい wasn't でしたが、管理されてい was.

隣接の加工工場の拡張に伴う申請で建設予定の高速道路の取り付け道路に面しております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員

12番、有馬が29番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で一部、耕作されていました。共同住宅・駐車場の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議案第１６９号につきまして採決いたします。

議案第１６９号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(举 手)

議長

賛成全員であります。議案第１６９号については、原案のとおり承認されました。議案第１６９号については、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 170 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 170 号を説明いたします。資料は 12 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号 30 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 422 ㎡の申請がありました。内容を説明いたします。
親から贈与を受け、一般住宅と通路の目的で申請されました。
また、転用に伴う分筆後の残地については、議案第 174 号 35 番で譲受人が取得するための申請が提出されています。
以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12 番、有馬が 30 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 6 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一部、耕作されていました。一般住宅・通路の目的での申請です。
いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、議案第 170 号につきまして採決いたします。
議案第 170 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 7 0 号については、原案のとおり承認されました。議案第 1 7 0 号については、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 1 7 1 号「農地法第 5 条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 1 7 1 号を説明いたします。資料は 1 3 ページから 1 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 3 1 番から 3 3 番の 3 件で、登記地目畑 5 筆 4 , 0 6 6 m²の申請がありました。

内容といたしましては、3 1 番は、申請地を借り受け、砂利採取の一時転用の更新での申請です。更新前から 1 筆追加され、6 1 0 5 番 1 4 9 山林 外 2 5 筆 総面積 2 3 , 8 7 2 . 4 2 m²となります。林地開発申請に伴い、更新時期が早くなっております。

3 2 番は、申請地を借り受け、駐車場の 2 年間の一時転用申請です。借受人が、申請地近くの工事を請けたことにより、駐車場の確保が必要になったものです。なお、一時施工済のため、始末書が添付されております。

なお、3 1 番と 3 2 番は、一時転用完了後は、農地復元するため、農地復元誓約書が添付されています。

3 3 番は、申請地を借り受け、設置型の太陽光発電施設のための申請です。許可後、3 0 年間賃借することとなっています。

以上 3 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 1 7 1 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 1 3 番、永留が 3 1 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

3 1 番は、位置図 7 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていません。砂利採取の一時転

用の更新での申請です。

事務局からの説明のとおり、申請地を含む総面積 23,872.42 m²の砂利採取するものであり、それに伴う林地開発申請等を申請予定としております。

また、農地復元誓約書も添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中原委員 1 番、中原が 32 番を報告いたします。

7 月 9 日、永吉推進員と事務局 田上・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 8 ページ、調査票 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておらず、すでに一部埋め立てられており始末書添付となっております。

転用目的は、駐車場として使用するものであり、周辺には農地がなく、問題ないものと考えます。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

中島委員 8 番、中島が 33 番を報告します。

7 月 8 日、高木推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

太陽光発電施設の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第 171 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 171 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第 172 号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 172 号を説明いたします。資料は 15 ページから 16 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、14 番から 17 番の 4 件で、登記地目 田 10 筆 7, 828 m² 畑 12 筆 12, 995 m²、合計 22 筆 20, 823 m²の非農地証明願が申請されました。
内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野・山林化しています。
従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではないことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。
以上で、議案第 172 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13 番、永留が、14 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 10 ページ、調査表 10 ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成 16 年頃から耕作しておらず、山林化しております。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

1 2 番、有馬が 1 5 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

申請地の現況は、昭和 6 0 年に相続する以前より耕作しておらず、原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

中島委員

8番、中島が16番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 12～14 ページ、調査表 12 ページをご覧ください。

申請地 15 筆の現況は、令和 2 年に相続する以前より耕作しておらず、全て原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

礮道委員

17番磯道が17番を報告いたします。

7月8日、廣庭推進委員と事務局職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 15 ページ、調査表 13 ページをご覧ください。

申請地の現況は、昭和 34 年から耕作されておらず、山林化して
いました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第１７２号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(举 手)

議長 賛成全員であります。議案第 172 号は原案どおり決定されました。

次は、議案第 173 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 173 号を説明いたします。資料は 17 ページから 18 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 29 番から 33 番の 5 件で、田 6 筆 2, 482 m²、畑 3 筆 1, 656 m²、合計 9 筆 4, 138 m²の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、「営農開始」、譲渡人の「相手方の要望」等により、それぞれ売買されるものです。

33 番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第 173 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1 番、中原が 29 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 16 ページ、調査表 14 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で苗床として使用されていました。権利取得後も、苗床として使用する予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

永留委員 13番、永留が30番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図17ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されています。
権利取得後は、らっきょうを栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

中原委員 1番、中原が31・32番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
まず、31番ですが、位置図18ページ、調査表16ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
次に、32番ですが、位置図19ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

有馬委員 12番、有馬が33番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図20ページ、調査表18ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。
権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第１７３号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 173 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第１７４号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第１７４号を説明いたします。資料は１９ページから２０ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 34 番から 39 番までの 6 件で、登記
 地目 田 6 筆 5, 898 m²、畑 4 筆 3, 204 m²、合計 10 筆
 9, 102 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、「親子間」「知人間等の贈与による
ものです。

３４番、３５番及び３７番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。また、３５番は、議案第１７０号３０番の転用分筆後の残地についての取得となります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 174 号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1 番、中原が 3 4 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 2 1 ページ、調査表 1 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

有馬委員

1 2 番、有馬が 3 5 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 6 ページ、調査表 2 0 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で一部、耕作されておりました。

権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

木場委員

7 番、木場が、3 6 番を報告します。

7 月 9 日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・吉原職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 2 2 ページと 2 3 ページ、調査表 2 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

中島委員

8 番、中島が 3 7 番・3 8 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、3 7 番ですが、位置図 2 4 ページ、調査表 2 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、3 8 番ですが、位置図 2 5 ページ、調査表 2 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申

請が許可相当と考えます。

以上です。

小園委員 16番、小園が、39番を報告します。

7月9日、山下推進委員と事務局 梶原・吉原職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図26ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第174号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第174号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第175号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号24番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第175号を説明いたします。資料は21ページから22ページをご覧ください。

今月の申請は、田 3,756 m²、畑 1,896 m²、合計 5,652 m²の申請

以上で、説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議事参与案件を除く、受理番号２２番、２３番につきまして、
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議事参与案件を除く、受理番号 22 番、23 番につきまして、原案のとおり意見決定いたします。

次に、議案第 175 号受理番号 24 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小園委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小園委員 (退席・退室)

議長 議案第 175 号受理番号 24 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第175号24番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の小園委員、ご本人ですので、内容説明いたします。資料は22ページをご覧ください。

受理番号 24 番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第１７５号受理番号２４番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 175 号受理番号 24 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

小園委員の入室をお願いします。

議長 議案第１７５号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 176 号を説明いたします。資料は 23 ページから 24 ページをご覧ください。

今月の申請は1件で、畑981㎡の申請がありました。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありました。が、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記することができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると

以上で、説明を終わります。

~~委員・推進委員~~ (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

認定農業者等に係る分はありませんでした。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

21

に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 7 7 号は原案のとおり意見決定いたします。

議案第 1 7 7 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議 長 次は議案第 1 7 8 号「農地法第 3 条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 1 7 8 号を説明いたします。当日配布している追加議案をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 田 4 筆 5,388 m² 畑 2 筆 1,149 m²、合計 6 筆 6,537 m²の取消し願いがありました。

内容といたしましては、当該申請地については、平成 2 8 年 3 月 2 8 日付指令薩農委第 2 7 — 1 3 0 号で、農地法第 3 条所有権移転許可を受けられましたが、譲受人が体調不良となり、耕作することができなくなったため、当該許可の取消し願いが提出されたものです。

以上で議案第 1 7 8 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第 1 7 8 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 7 8 号は、原案のとおり承認されましたので、取消し願いを許可することに決定いたします。

以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

(1) 8月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

まず、現地調査ですが、９日（金）が本土川内地域、８日（木）が本土４支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

なお、申請が多い場合は3班体制で、いずれも午前中までは終了の形をとります。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

また、裏面は８月から１０月の行事予定を記載してあります。
今後の予定等にお役立てください。

議長 これをもちまして第16回薩摩川内市農業委員会総会を閉会い

たします。

梶原主幹 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 1 5 : 3 0】